糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

●	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.9.28	【実施要領３（１）】 各支援単位の登録児童数について今年度4月の人数をご教示ください。	【令和8年4月人数】 ①24人　②24人　③24人　④25人
R8.9.28	【実施要領５（１）】 指定管理料の上限額について、本事業は第二種福祉事業に該当すると認識していますが、非課税ではないでしょうか。課税となる場合、その理由についてご教示ください。	お見込のとおり、本事業は第二種福祉事業に該当するため、非課税となります。 ※本回答と併せ、公告および実施要領を修正しました。
R8.9.28	【実施要領５（２）ア】 保護者負担金を徴収した場合に指定管理料から差し引くという表現についてお尋ねします。 ①例えば、契約締結に基づく毎月の指定管理料が300万円、毎月の利用料が60万円の場合、差し引いた指定管理者は240万円と理解します。そこに、利用料収入の60万円の計300万円で運営するという理解で合っていますか。 ②利用料収入に変動が生じる可能性がありますが月ごとに差し引きをして指定管理料が支払われるのでしょうか。または年度末に差し引きでしょうか。 ③現在の利用料等の設定および直近3年間の利用料収入についてご教示ください。	①お見込のとおりです。 ②指定管理料の支払いについては、指定管理者からの月々の請求に基づき、当該年度分総額の1/12の額を毎月支払うものとします。請求の際に、請求月に得た利用料収入（保護者負担金）を差し引いていただくこととなります。 ※仕様書中7-(1)-④「利用料の徴収等」、18「指定管理料の支払」も併せてご参照ください。 ③現在の利用料（保護者負担金）設定は、1人あたり月額4,000円です。また、直近3年間の利用料収入は下記のとおりです。 R5：4,747,500円　R6：4,935,000円 R7：5,775,000円 ※R5～R7年度の保護者負担金設定は、1人あたり月額5,000円（うち、利用料4,000円・おやつ代1,000円）でした。おやつ代の徴収はR8.7月から廃止となり、おやつの提供もなくなっています。
R8.9.28	【実施要領８（１）イ④】 業務経歴書について、過去5年間以内に実施した、国及び地方公共団体における同種・類似業務の実績は福岡県内の実績でしょうか。全国実績でしょうか。	全国実績となります。
R8.9.28	【その他】 参加の可否を判断するため、現在の役職ごとの職員数、勤務体系、学校授業日・土曜日・長期休暇時の職員配置数を支援単位ごとにご教示ください。	【職員数・勤務体系】 社協職員（次長）：1人 会計年度（フルタイム・6h勤務）：4人 会計年度（パートタイム）：13人 【職員配置数】 支援単位（クラス）ごとの職員配置は、「会任(フル)1人＋会任(パート)1人」を基本としています。曜日・期間ごとの勤務体系は下記のとおりです。 ●学校授業日（4クラス） 次長＋会任(フル)4人＋会任(パート)4人 ●土曜日（2クラス） 会任(フル)2人＋会任(パート)2人 ●長期休暇時（2～3クラス） 午前：会任(フル)2～3人＋会任(パート)2～3人 午後：会任(フル)2～3人＋会任(パート)2～3人

糸田町放課後児童クラブ指定管理者管理運営業務　質疑応答

●	参加表明書に関する質問（令和8年9月18日(金)～10月2日(金)）
	企画提案書に関する質問（令和8年10月15日(木)～10月21日(水)）

質問日	質問内容	回答
R8.9.28	【その他】 参加の可否を判断するため、灯油台を含む光熱水費、固定電話代、修繕料、消防設備点検料、施設警備費用、浄化槽保守点検費用、業務用エアコンの簡易点検・ういーにんぐ料について前年度実績をご教示ください。	【令和7年度実績】 光熱水費：797,147円 通信費：180,836円 （内訳 固定電話代 86,581円、回線工事 36,080円、携帯電話代 34,858円、プロバイダ料 23,317円） 修繕料：0円 消防設備点検料：37,400円 施設警備費用：232,320円 浄化槽保守点検費用：182,628円 業務用エアコン簡易点検・クリーニング料：0円 ※電話代については、令和7年度は導入初年度に伴う基本料金割引後の金額になります。 ※プロバイダ料は月額は2,068円ですが、R8.4月分のみ日割り料金となっています。 ※放課後児童クラブの建物は令和7年度に新設されましたので、修繕料／エアコン点検・クリーニング料の支出がございませんでした。
R8.9.28	【その他】 処遇改善事業およびキャリアアップ諸ぐ改善事業の実施はありますか。また、要配慮児童の保育において加配が必要と判断される基準は設けていますか。 それらに係る費用については、どちらの負担になりますか。	令和7年度実績として、処遇改善事業およびキャリアアップ処遇改善事業は未実施です。ただし、処遇改善（月額9,000円相当賃金改定）は実施しております。要配慮児童の保育については、放課後デイサービスや療育支援といったサービスを受けている／障害等の手帳保持者　などについて、加配を要すると判断しております。 上記いずれについても、費用は指定管理料に含まれます。
R8.10.2	「参加条件」に「糸田町の競争入札参加資格者名簿（役務）に登載されていること」とありますが、現時点で資格がないため、参加資格を満たしていないということになりますでしょうか。また、これから競争入札参加資格登載の手続きを実施した場合、参加表明書提出期限までに間に合いますでしょうか。	実施要領「7.参加資格」に記載のとおり、糸田町の競争参加資格者名簿（役務）に搭載されていることが参加資格の1つとなっております。競争参加資格者名簿登載の受付は随時行っておりますので、参加表明書提出期限までに登録手続きをお願いします。 ※書類が全て揃っていれば、最短で即日の登録が可能です。
R8.10.2	「提出書類」として国及び地方税の納税証明書とありますが、国税庁が示している『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明』のみのご提出でよろしいでしょうか。	国税分につきましては、お見込のとおり「その3の3」をご提出ください。地方税分につきましては、事業所所在地の都道府県税事務所で発行される納税証明書のご提出をお願いします。